

財政援助団体等監査の結果に対する措置の通知の公表について

次のとおり監査結果に対する措置の通知がありましたので、地方自治法第199条第12項及び八尾市監査委員条例第8条の規定により公表します。

平成23年10月31日

八尾市監査委員	富永峰男
同	八百康子
同	平田正司
同	花村茂男

記

1 措置の通知

平成22年度財政援助団体等監査の結果に対する措置の通知  
平成23年9月30日付け八教生教政第123号  
八尾市学校給食会

2 問合せ先

八尾市本町一丁目1番1号  
八尾市監査事務局  
電話番号 072-924-3896 (直通)

3 その他

措置の通知については、市役所3階の情報公開室及び八尾市ホームページで閲覧できます。

財政援助団体等監査の結果に対する措置の内容

八尾市学校給食会

指摘事項	講じた措置又は経過の報告
<p>1 給食用物資の契約事務について 学校給食用物資の契約についての伺書において、添付されている見積書の日付のもれ、社印の押印のないものが散見されたので、適正な契約事務に努められたい。</p>	<p>措置状況   1. 措置済（平成23年3月31日） 指摘の事項について事務局会議において具体例を示し、伺書の添付資料の確認強化について周知を図るとともに、不備が見られた場合は迅速に対応するよう、指示を行いました。</p>
<p>2 給食費の徴収等について (1) 給食費については、学校給食費の徴収状況に関する文部科学省からの通知にも示されているように、引き続き教育委員会及び各学校長との連携により未納分の徴収に努められたい。</p>	<p>措置状況   4. その他（継続取組み中） 給食費の徴収について、教育委員会及び各学校と連携・協力しながら、より効果的な未納対策の確立に向け研究・検討を行う等、引き続き未納の解消に努めてまいります。</p>
<p>(2) 徴収した給食費は、当該年度中の食材購入に充当し、給食内容に反映させるべきものであるため、適時の献立変更や食材変更により、過大な余剰金が発生しないように努められたい。また、やむを得ない事情により余剰金が出た場合には、食材の価格高騰等の際に適切な対応が取れるようにする等、円滑な給食実施の確保につながるような方策を検討されたい。</p>	<p>措置状況   3. 検討中 徴収した給食費については、当該年度中の給食内容に反映できるように努めます。 なお、余剰金が発生した場合の方策については引き続き検討してまいります。</p>

財政援助団体等監査の結果に対する措置の内容

八尾市学校給食会

指摘事項	講じた措置又は経過の報告
<p>3 運営資金貸付金について 市からの貸付金の申請については、学校給食用物資の購入資金に充てるために必要な額を出納状況を勘案して決定し、市の予算額満額を申請額とすることのないように精査し、申請されたい。</p>	<p>措置状況   1. 措置済（平成23年4月1日） 市からの貸付金については、出納状況を適切に把握することにより、運営資金の不足時に必要額を随時借り入れる方法に改めました。</p>